

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
県外大学等調査研究活動奨励補助金	市内の宿泊施設等に宿泊して調査研究活動を行う団体に対し補助。2泊3日以上で3人以上かつ調査研究活動の対象に本市が含まれ、または市内の地域住民との交流を伴うものであることが条件	補助対象経費：①交通費②宿泊費 補助額 1人1泊につき2千円（上限20万円） ※鹿角トレーニングセンター、中滝ふるさと学舎、市内の民家（空き家含む）への宿泊の場合は1人1泊につき500円（上限20万円）	教職員・学生で構成される団体

 政策企画課 総合戦略室

 30-0201

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	下記建物※の修繕・改修・家財撤去費用を補助。移住等を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方で、修繕・家財撤去等を行う方。またはその方の属する団体や企業の代表者 ※登録建物：「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物 事業者建物：市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物 ※転入した日から6カ月以内に申請が必要。	＜登録建物賃借者＞ 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限額：50万円（千円未満切り捨て） ＜事業者建物購入者＞ 補助対象経費：修繕等費用、家財撤去費用 補助率：10/10 補助上限額：50万円（千円未満切り捨て） ＜登録建物購入者＞ 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限額：100万円（千円未満切り捨て） ※市内業者が施工、作業するものに限る。	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	市に移住する際に、引越しのために支払った費用の一部を補助。下記要件をすべて満たす方が対象。 ・移住した方で現に市の住民基本台帳に住民登録されている方 ・NPO あきた移住定住総合支援センターの会員もしくは秋田県ふるさと定住機構の登録者または移住した年の翌年までに市内で新規就農（研修を含む）を目指す方 ・転勤等による転入でない方、公務員でない方、生活保護受給世帯でない方	補助対象経費：引越し業者への支払費用、本市まで引越すために要した交通費（レンタカーに限る）、不用品処分費、その他必要と認められる経費 補助率：1/2以内 補助上限額：9万円（千円未満切り捨て） ※転入した日から1カ月以内に申請が必要	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	市に移住し3年以内の方の自家用車等の購入を目的とした移住者向けローン（秋田銀行「移住・定住サポートローン」）の利息額に対する補助。※転勤等による転入でない方	補助対象経費：毎年4月1日から翌年3月31日までの利息額の全額 補助対象期間：最大7年 ※同一世帯につき、1回に限る	個人
鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金	東京都23区等から市に移住し、県の就職マッチングサイトに掲載された求人情報により就職された方。 ・東京都23区に5年以上居住もしくは東京圏より23区に通勤された方。 ・市に移住後、5年以上居住する意思のある方。 ・交付金対象企業（求人）に就業された方。	補助額：単身60万円 世帯100万円	個人

 政策企画課 鹿角ライフ促進班

 30-0208

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
出会い応援事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を全額補助	入会登録料1万円	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人に対して、事業に必要な経費を補助。参加者のうち、独身者が10人以上であり、市内居住者が1/4以上であることが条件	補助対象経費：会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費など 補助率：10/10（上限10万円）	個人・団体
かづのシティブロモーション認定事業	本市を全国にPRするため、本市への誘客および魅力の発信につながる事業を企画し、実施する団体・企業に対して、事業に必要な経費を補助	補助対象経費：講師への謝礼や交通費、事業にかかる需要費等 補助率：2/3以内（上限100万円）	団体等

 政策企画課 政策推進班

 30-0205

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
商店街店舗創出パワーアップ事業補助金	商店街の空き店舗を活用し、特色ある事業で起業・創業する方に、ふるさと納税のクラウドファンディングにより募集した寄附金を活用して補助	補助対象経費：事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費 補助率：10/10以内（上限300万円）	個人・法人
起業・創業支援事業補助金	商工会等の指導を受け、計画的に起業・創業する方を支援	補助対象経費：事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費 補助率：1/2以内（上限50万円、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は70万円）	個人
若者・女性創業資金利子補給費補助金	創業した40歳未満の若者や女性が、マル鹿創業を利用して金融機関から融資を受けた資金の償還に係る利子相当分を補助	補助対象経費：マル鹿創業で融資を受け、償還した利子相当分 補助率：10/10（3年）	事業主
商店街賑わい共創支援事業補助金	商店街の新たな魅力を開発し、賑わいの創出による活性化に寄与する事業等を、市民等と共催して実施する事業者団体等に対して補助	補助率：1/2以内（上限15万円、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は16万円）	団体
若年者資格取得支援事業補助金	40歳未満の市民で、市内から学校等に通学している方、または求職者の資格（第一種運転免許（普通免許を除く）を含む）の取得を支援。1人につき5回まで申請可	補助対象経費：資格取得や検定試験の受験料、資格取得できる講習会の受講料で6千円以上のもの 補助率：1/2以内（上限5万円）	個人
産業人材育成支援事業補助金	中小企業の従業員等が資格（技能系運転免許を含む）の取得のための試験や講習会にかかる費用を支援	補助対象経費 ①受講料（資料代含む）、受験料 ②交通費（ガソリン代除く）、宿泊費 ただし受講料と受験料の合計額が1人あたり1万5千円以上が対象 補助率 ① 1/2以内 ② 1/3以内 会社は上限20万円、個人事業主は上限10万円。運転免許取得の場合は、上限額のうち5万円まで	事業主
企業立地助成金	製造業、情報サービス業等を営む事業者が対象地域において、一定規模以上の市民の新規雇用を伴う事業所の新設、増設、移設にかかる費用や、事業の高度化に資する500万円以上の大型機械等の設備導入を支援	補助対象経費 ①施設整備費 ②土地・建物賃借料（5年以内） ③電気料（新設のみ・5年以内） ④除雪費（3シーズン内） ⑤雇用助成（3年以内） 補助率 ① 1/10 ② 10/10～5/10 ③ 5/10 ④ 5/10 ⑤ 1人につき30万円 補助上限額：1億5千万円（新規進出企業は2億5千万円）	事業主

 産業活力課 商工・新エネ班

 30-0250

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かづのコンベンション開催助成金	市内の施設において参加者100人以上かつ宿泊者50人以上のコンベンションの開催にあわせ、市内観光施設等を1カ所以上利用した団体を支援 ※コンベンションの開催時間は懇親会等飲食を伴う時間を除き1時間以上	補助率：宿泊費1人1泊につき2千円（上限100万円）	団体（旅行代理店）
郷土芸能開催支援補助金	市内宿泊施設または観光施設等を会場に、市が指定する郷土芸能等を招へいし、20人以上が参加するイベント等を実施する事業者を支援	補助率：郷土芸能開催に係る経費 1/2 以内（上限5万円）	事業を企画実施する事業者

 産業活力課 観光交流班

 30-0248